

「電話が使えなくなるので工事が必要」など光回線便乗商法に注意

【事例】

「今使っている電話が使えなくなるので工事が必要」との電話があり、工事を依頼した。ところが、これまでに比べて電話料金が高くなってしまった。

【アドバイス】

「今使っている電話が使えなくなる」という話はうそです。消費生活センターで確認すると「光回線」の契約だったことが分かりました。相談者はインターネットを利用していなかったため、光電話に変わったことで高くなったのです。

事例のように電話で工事を承諾した場合、後日、契約者宅に契約内容を記した書面が届きます。書面は必ず開封し、内容をよく読んで確認しましょう。

光回線には「初期契約解除制度」が適用されます。これは、書面を受け取って8日間は違約金なしで契約解除できる制度です。クーリング・オフ制度と似てい

ますが、期間内に工事が完了してしまった場合には、工事費用や事務手数料の負担が発生してしまうため、注意が必要です。

N T T西日本は、固定電話の中継・信号交換機などの老朽化のため、2024年1月から固定電話のIP網への切り替えを開始します。ただし、現在利用中の電話機などは設備切り替え後も利用できます。また、切り替えに伴う手続きなどは不要ですので、私たち消費者は新たな工事や電話機の購入をする必要はありません。

「電話が使えなくなる」「工事が必要」などという勧誘にはくれぐれも注意してください。契約は慎重に。困ったときは、消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。

「コンビニで電子マネーを買って」は詐欺を疑って

【事例 1】

「有料動画サイトの料金が未納になっている」とメールが届いた。電話をかけると、コンビニでプリペイドカードを10万円分購入して、裏に書いてある数字を読み上げるよう指示された。

【事例 2】

「1000万円当選した」とメールがあり、当選金を受け取るため、指定されたサイトに会員登録した。指示されたとおりサイトの利用料をコンビニにあるマルチメディア端末（マルチコピー機、Loppi、Famiポートなど）を操作して何度も支払ったが、なかなか当選金を受け取れない。

【アドバイス】

事例のように、電子マネーを購入させる詐欺の手口が多数発生しています。心当たりのないメールが届いても、絶対に連絡をしないでください。電子マネーは、カード本体やチケットではなく、そこに書かれている

「番号」に支払った金額分の価値があります。相手に番号を教えることは、お金を渡すことと同じです。電子マネーやプリペイドカードは匿名性が高いので、いったん番号を教えてしまうと取り戻すことは非常に困難です。

- 「コンビニで電子マネー（プリペイドカード）を購入して」と指示されたら、詐欺を疑ってください。
- 番号を教える前に消費生活センターや警察に相談してください。
- 周りに多額の電子マネーを購入している人がいたら、積極的に声を掛けてください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。

